

《給付奨学金(旧制度)2018年度入学者用》

2020年度日本学生支援機構奨学金継続願の手続きについて

- \* **継続不要の方は「辞退」入力**をして下さい。未入力による「廃止」は翌年度以降の機構奨学金の採用に影響がでます。
- \* 入力は**スマートフォンでも可能**です。質問がある方はスマートフォンに質問画面を表示した状態で窓口に来て下さい。

1. 継続手続きはスカラネット・パーソナルによるインターネット入力です

2021年4月以降も奨学金の給付を希望する場合は、スカラネット・パーソナル(スカラネットPS)から

「奨学金継続願」の提出が必要です。 <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

2. 入力期限 : 2020年12月15日(火)~2021年**1月14日(木)まで**(土日祝日も入力可能)  
(2020年12月29日~2021年1月3日はシステム停止のため利用できません)

入力時間 : 8:00~25:00

- ❖ 入力前に、下記3の通り、後日、提出が必要な「生計を維持している人の令和2年度(令和元年分)市区町村民税課税証明書」を準備し、入力準備用紙に下書きの上、入力を始めて下さい。
- ❖ 貸与奨学金も利用している場合は、すべての奨学生番号について手続きが必要です。
- ❖ 入力中、一つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトになります。同封している入力準備用紙に下書きをしてから入力を始めるとスムーズです。
- ❖ 期日までに入力をしない場合は奨学金が不要であると判断され、4月分より自動的に[廃止]となります。
- ❖ 誤った情報を入力し訂正の必要が生じた場合は、印鑑を持参のうえ、窓口へ申し出て下さい。
- ❖ 入力が完了すると最後に表示される「受付番号」画面は必ず印刷し、「入力準備用紙」3ページにもメモして下さい。最後に「受付番号」が表示されない場合は入力ミスのため、最初から入力をやり直して下さい。

3. 提出書類 (自宅通学者は①のみ。自宅外通学の支給を受けている人は①②を提出)

- ① **【全員提出】**  
生計を維持している人(収入の有無に関わらず、また父母ともにいる場合は両方)の  
令和2年度(令和元年分)市区町村民税課税証明書(コピー可)
- ② **【自宅外通学の支給者のみ提出】**  
「生計維持者の住民票(父母ともにいる場合は両方)と奨学生本人の住民票」  
または  
「生計維持者の住民票(父母ともにいる場合は両方)と  
奨学生本人の住所が確認できる公共料金の請求書等」(いずれもコピー可)

**提出期限 : 1月14日(木) 17:00まで (郵送の場合は1/14必着)**

#### 4. 【重要！】継続の可否は、修得単位数をもとに判断されます

別紙「＜給付型(旧制度)＞適格認定の内容および基準(2020年度)」を確認してください。

貸与型よりも厳しい成績・人物・経済基準を設定しており、このいずれか一つでも継続基準に満たない場合は、「停止」もしくは、「廃止」処置となります。廃止理由によっては、給付済奨学金の返還が必要な場合があります。

▶▶「継続」・「警告」…3月末頃、学生・保護者様のポータルに連絡します。4月21日の振込を確認してください。

❖ 警告処置の学生は、4月下旬に「処置通知」を交付します。

▶▶「停止」・「廃止」…3月末頃、保護者様住所宛へ通知ハガキをお送りします。4月以降の振込はありません。

❖ 4月下旬に「処置通知」を交付します。

❖ 廃止処置の学生は、4月以降の奨学金振込はありません。

❖ 廃止(返還要)と認定された方は、4月中旬頃返還に必要な書類を送付します。

❖ 担当窓口 学生生活課 奨学金係

❖ 電話番号 (072)875-3069／875-3070(直通)

❖ 窓口時間 平日 9:00～17:00 土曜 9:00～12:30

❖ 冬期休業期間 12月28日～1月6日は一斉休業

#### ＜給付奨学金(旧制度)＞継続手続きの流れ

1月14日	「継続手続きインターネット入力」および「課税証明書・住民票等の窓口提出期限
3月末	「停止」「廃止」者へ保護者様住所宛への通知ハガキ送付
3月末	「継続」「警告」者へポータル連絡
4月21日	「継続」「警告」者へ奨学金振込
4月下旬頃	「警告」「停止」「廃止」者へ「処置通知」交付

## 日本学生支援機構 給付奨学金(入力)

## 「給付奨学金継続願」の提出手続きについて

## 重 要

## はじめに

- ◆ 給付奨学生は、毎年1回、次年度も継続して給付奨学金を希望することについて、願い出る必要があります。これを「給付奨学金継続願」の提出(入力)手続きといいます。
- ◆ 提出(入力)が確認できない場合は、令和3年4月から給付奨学金の振込みが止まり、給付奨学生の資格を失うことになります。**必ず学校の定めた期間内に提出(入力)してください。**
- ◆ 学校は、給付奨学生の学修状況や生活状況から、引き続き給付奨学生としての適格性を有しているか否か等を認定し、機構に報告します。機構は、学校からの報告に基づき、学業成績等に応じて給付奨学金の継続等にかかる必要な措置をとります。この認定を「適格認定」といいます。
- ◆ 適格認定の結果によっては、**給付奨学金の支給が廃止(打ち切り)や停止**となります。
- ◆ 状況によっては、受給済みの給付奨学金について返還が必要となることがあります。(詳細は、4頁の表を参照)

## 手続きの流れ

## (1) スカラネット・パーソナル(以下「スカラPS」)で「給付額通知」の内容を確認

「給付奨学金継続願」はスカラPSを経由して提出(入力)しますので、スカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録を済ませてください。

◆スカラPSの登録について⇒<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



## (2) 「給付奨学金継続願」の提出(入力)準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、「**入力準備用紙**」(2~3頁)を作成してください。また、以下に該当する者は4頁「提出書類について」を参照し書類を用意してから、入力を開始してください。※「**社会的養護を必要とする人**」として採用された者は、書類の用意は不要です。

- ・ 給付奨学生番号が518から始まる者
- ・ 給付奨学生番号が519から始まる者(注)

(注) 519から始まる者は、生計を維持している人のマイナンバーが「未提出」の場合・生計を維持している人の人物の変更が生じる場合のみ



「提出書類について(4頁)」の①が必要

- ・ 自宅外月額の支給を受けている人



「提出書類について(4頁)」の②が必要

## (3) スカラPSより「給付奨学金継続願」を提出(入力)

※インターネット環境がある端末を利用できない方は早めに学校に相談してください。

提出(入力)開始	令和2年12月15日(火) ※
提出(入力)締切	令和3年 <b>1月14日(火)厳守</b> ※
入力時間	8:00~25:00

提出書類の締切も1/14

郵送の場合は必着

※ 土日祝日も提出(入力)できます。

令和2年12月29日から令和3年1月3日までの間は、年末年始のため提出(入力)できません。

○ 提出(入力)完了後は、学校の指示に従い、必要な書類を提出してください。

「給付奨学金継続願」入力画面の推奨環境

OS(オペレーティング・システム) : Windows 8.1、Windows 10、iOS 11以上、AndroidOS 8.0以上

ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト) : Internet Explorer 11、Microsoft Edge、iOS版Mobile Safari、Android版Google Chrome

※ AndroidはGoogle Chrome、iOSはSafariにのみ対応しています。

※ OS : Mac系、ブラウザ : FirefoxやPC版Google Chrome等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。



**未提出者は廃止!!** 「給付奨学金継続願」が未提出のまま提出(入力)期間が過ぎると、継続する意思がないと判断され、給付奨学生としての資格を失います。

# 『給付奨学金継続願』入力準備用紙

給付(旧制度)

「給付奨学金継続願」を提出(入力)する前に、以下の設問の答えを準備してください。

## 1 / 6 画面

### A-給付奨学金継続願について

「給付奨学金継続願」は、次年度の給付奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。

この願出の記入内容と、平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が給付奨学金継続の可否等を判断します。願出を提出しても必ず継続して給付されるとは限りません。

### B-誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿

給付奨学金継続願の提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

誓約日付は入力当日の日付を西暦で正しく入力してください。

正しく生年月日を入力してもエラーとなる場合は、学校に確認してください。

西暦  年  月  日

氏名(全角カナ)

姓(15文字以内)

名(15文字以内)

半角数字

生年月日(西暦)

年

月

日生

半角数字

## 2 / 6 画面

### C-あなたの個人情報

あなたの個人情報と給付明細が表示されますので、確認してください。

### D-奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの給付奨学金の振込みを希望しますか。

給付奨学金の継続を希望します  給付奨学金の継続を希望しません

「給付奨学金の継続を希望しません」を選択した場合は、3月までの支給となり、4月以降は振り込まれません。

※「希望しません」を選択すると、次の3/6の画面には進まず、入力内容確認画面が表示され、入力が終了します。

### E-あなたの住所情報(住民票に記載されている住所)

あなたの住所情報は、以下の内容で登録されています。住民票の住所、電話番号を変更しましたか。  はい  いいえ

住民票の住所等に変更がある場合には、下の「住所を変更する」ボタンを押して変更後の住所等を入力してください。

(表示される内容) あなたの住民票の住所、電話番号、携帯電話番号

住民票住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合、変更がない項目も入力する必要があります。

## 3 / 6 画面

### F-給付奨学金の返還

- 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知している
- 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知していない

### G-廃止や停止の処置

- 廃止や停止の処置について理解している
- 廃止や停止の処置について理解していない

「承知していない」「理解していない」を選択すると、給付奨学金としてふさわしくないと判断され、次の画面に進むことができません。

- ・学業不振により卒業延期が確定した場合や当年度の修得単位(科目数)が著しく少ない場合等は、「廃止」又は「停止」の処置がとられます。
- ・給付奨学金は学業成績が著しく不振、停学等の学校処分により交付が打ち切られた場合には、返還の義務が生じる場合があります。

・破線部の記載は、2019年度以降採用者(奨学生番号が519・520から始まる方)の場合に表示される設問、及び注意書きです。

・「社会的養護を必要とする人」として採用された者は、2、3、4の記入(入力)は不要です。

## 4 / 6 - 1 画面

### H-経済状況

1. 学生生活費の状況など、経済状況は給付奨学金申込時または前回の継続願提出時と比較して変わりましたか。あてはまるものを一つ選択してください。

(1)好転した  (2)ほぼ変わらない  (3)苦しくなった

2. 生計を維持している人(父母または父母に代わって生計を維持している人)の状況について選択してください。←

(1)生計を維持している人は2人です

(2)生計を維持している人は1人です

(3)4. に最初に表示されている人が主として生計を維持している人になり、新しいその他の生計を維持している人と2人です

(4)4. に最初に表示されている人が主として生計を維持している人になり、生計を維持している人はその人1人です

3. 現在、主として生計を維持している人(父、母、祖父、祖母など)の氏名等と家計状況(市区町村民税所得割額)等を記入、確認してください。表示内容に変更がある場合は、修正してください。(必須)

主として生計を維持している人に変更はありませんか(人物の変更)

人物の変更はありません  人物の変更があります

人物の変更はありませんが、姓の変更があります

人物の変更はありませんが、生年月日の訂正があります

2019年度以降採用者は、名の変更は行えません。改名や誤登録により名の変更が必要な場合は、学校に申し出てください。

2019年度以降採用者は、マイナンバー提出状況が「提出済」かつ「人物の変更はありません」を選択した場合は、住民税(非)課税証明書の提出は不要です。

マイナンバー提出状況が「提出済」でも「人物の変更があります」を選択した場合は、住民税(非)課税証明書の提出が必要です。

1) 主として生計を維持している人の氏名

姓

名

氏名(漢字)

氏名(カナ)

マイナンバー提出状況

・所得割額が0円でない(非課税でない)場合は、証明書類に記載の金額を記入(入力)します。

(注)政令指定都市にお住まいの方は、政令指定都市以外の標準税率(税源移譲前)に基づく市民税所得割額を入力します。

・非課税の場合は記入(入力)は不要です。

2) 主として生計を維持している人の生年月日 和暦  年  月  日

3) あなたとの続柄

半角数字

4) 1)~3)の内容に相違ありませんか  相違ありません

2019年度以降採用者で、マイナンバー提出済かつ人物の変更なしの場合は、記入(入力)は不要です。

5) 市区町村民税所得割が非課税ですか  非課税です  非課税ではありません

6) 市区町村民税所得割が非課税でない場合

市区町村民税所得割額

円 半角数字



## 提出書類について

給付(旧制度)

※ 生計を維持している人が政令指定都市にお住まいの場合 政令指定都市以外の標準税率(税源移譲前)に基づいた所得割額が記載された証明書をご用意ください。

※ 「社会的養護を必要とする人」として採用された者は、書類の用意は不要です。

### ① 令和2年度(令和元年度)住民税(非)課税証明書

- ・ 生計を維持している人(父母ともにいる場合は両方)の証明書を準備してください。父母ともにいる場合は、無職無収入であっても必ず両方の証明書を準備してください。
- ・ 令和元年の所得に基づく令和2年度の市区町村民税の所得割額が分かる証明書が必要です。

奨学生番号が519・520から始まる者で生計を維持している人のマイナンバーが「提出済」の者は提出不要です。  
 ※ 継続願入力時、表示される生計を維持している人の人物の変更が生じた場合は、変更後の生計を維持している人の住民税(非)課税証明書の提出が必要です。

＜政令指定都市＞  
 大阪市 名古屋市 堺市  
 京都市 横浜市 神戸市  
 北九州市 札幌市  
 川崎市 福岡市 広島市  
 仙台市 千葉市  
 さいたま市 静岡市  
 新潟市 浜松市 岡山市  
 相模原市 熊本市

### ② 自宅外通学に関する証明書

- ・ 「自宅外月額」の支給を受けている人は、学校から自宅外通学の認定を受ける必要があります。
  - ・ 必要な書類(※)について、事前に学校に確認してください。
- ※ 生計を維持している人(父母ともにいる場合は両方)の住民票及びあなたの住民票(または住所が確認できる公共料金の請求書)等。

## 適格認定とは

あなたが「給付奨学金継続願」を提出(入力)すると、学校は適格認定の3つの要素に基づいて、給付奨学金の継続の可否等を判断する「適格認定」を行います。

- (1) 人物について  
 生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、修学の目的及び将来の展望を持っており、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。
- (2) 学業について  
 修業年限で確実に卒業又は修了できる見込みがあること。
- (3) 経済状況について  
 修学を継続するために引き続き給付奨学金の支給が必要と認められること。

給付奨学金の適格認定の区分(適格基準と処置) ※貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等	4月以降の奨学金
廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校処分により退学、除籍、1ヶ月以上の停学になった者</li> <li>・ 学業不振により卒業延期が確定した者</li> <li>・ 当年度の修得単位(科目)数が著しく少ない者</li> <li>・ 経済的理由で「停止」となっていた者のうち生計維持者の市区町村民税所得割が課税対象となった者 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>給付奨学金の支給を取り止めます。</b> (給付奨学生の資格を失います。)</li> <li>・ 学校を通して「処置通知」を交付します。</li> <li>・ 学校処分による廃止のうち、退学、除籍、無期停学又は3ヶ月以上の停学による場合は、<b>受給済みの給付奨学金の返還が必要です。</b></li> <li>・ 学業不振による廃止のうち、やむを得ない理由が認められない場合は、<b>受給済みの給付奨学金の返還が必要です。</b></li> </ul>	<p><b>振り込まれません。</b></p> <p>日本学生支援機構からの「処置通知」が届くのは4月の振込日以降です。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください。</p>
停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ヶ月未満の停学その他の処分を受けた者</li> <li>・ 学業不振の程度は廃止相当であるが、やむを得ない理由があり成業の見込みがある者</li> <li>・ 生計維持者の市区町村民税所得割が、2年連続課税対象となった場合又は所得割額が20万円を超える場合 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>給付奨学金の支給を停止します。</b> (1年以内で学校長が定める期間)</li> <li>・ 学校を通して「処置通知」を交付します。</li> <li>・ 停止事由(学業不振等)がなくなると認められた場合は、支給を再開することがあります。</li> </ul>	
警告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修得単位数が少ない者 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付奨学金の支給は継続します。</li> <li>・ 学校を通して「処置通知」を交付します。</li> <li>・ 学業成績が回復しない場合は、「<b>廃止</b>」又は「<b>停止</b>」となることがあります。</li> </ul>	<p><b>振り込まれます。</b></p> <p>令和3年4月分の振込日は、4月21日(水)です。</p>
継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「廃止」、「停止」、「警告」以外の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付奨学金の支給を継続します。</li> </ul>	

### 給付奨学金(新制度)の申込手続きをした給付奨学生は・・・

- ※ 給付奨学金(新制度)の要件に該当しない場合、引き続き現在受給している給付奨学金(旧制度)を受けることができます(「廃止」等の場合を除く。)が、「給付奨学金継続願」は**必ず「継続を希望します」を選択し**提出(入力)する必要があります。
- ※ 給付奨学金(新制度)に採用され切り替えが行われると、現在の給付奨学金(旧制度)は支給が終了し、給付奨学金(新制度)の振込みが始まります。

《給付型(旧制度)》適格認定の内容および基準(2020年度)

処置区分	処置内容	奨学金返還の要否	学業成績 【3月成績発表時における修得単位数】				人物	経済状況	各年次共通	辞退・除籍・退学
			1年次	2年次	3年次	4年次				
継続	奨学金の交付を継続する。	不要	年間修得単位数が 36単位以上		卒業見込あり			生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生に 相応しく、修学の目的及び将来の展望を持って おり、将来良識ある社会人として活動し、将来 的に社会に貢献する人物となる見込みがある者	修学を継続するために引き続き給付奨学金の支 給が必要と認められること。	各 年 次 の 学 業 成 績 を 見 込 み 、 や む を 得 な い 事 由 (※5) が 無 く 、 廃 止 の 成 績 基 準 に 該 当 す る 場 合 は 、 当 該 年 度 の 4 月 以 降 に 支 給 さ れ た 給 付 奨 学 金 の 返 還 が 必 要
警告	奨学金の交付を継続するが、学業成績等が回復しない場合は、次回の奨学金の交付を停止または、廃止する必要がある事を警告し指導する。	不要	年間修得単位数が 26~35単位							
停止	1年間、奨学金の交付を停止する。	不要	年間修得単位数が 16~25単位		卒業見込なし			① 生計を維持する者が市町村民税の所得割額を課されている状態が2年間継続した場合 ② 生計を維持する者の市町村民税の所得割額(家計支持者が2人いる場合は2人の合計額)が20万円を超えた場合		
廃止	奨学生の資格を失わせる。	必要	年間修得単位数が 15単位以下 ※3		卒業見込なし ※3	卒業不可 ※3	停学処分を受けた者 ※4			
		不要	年間修得単位数が 15単位以下 ※3		卒業見込なし ※3	卒業不可 ※3	試験期間中の不正行為による処分を受けた者 ※4	▶ 前年度、上記①②の経済状況により停止処置を受けている者であって、翌年においてはその者の生計を維持する者が市町村民税の所得割額を課されている場合 ▶ 生計を維持する者が市町村民税の所得割額を課されている状態が3年間継続した場合		
復活	学業成績等の事由により、奨学金の交付を停止されていたが、その事由が無くなり、奨学金の再開の願出があった場合は、奨学金の復活をすることが出来る。	不要		年間修得単位数が 36単位以上	卒業見込あり			前年度、上記①②の経済状況により停止処置を受けており、生計を維持する者が市町村民税の所得割額を免除された場合		

※1) 「学業成績・人物・経済状況」いずれかの基準項目において、一つでも停止・廃止処置区分に当てはまる場合は、その処置を受ける。  
 ※2) 社会的擁護を必要とする者として採用された者は、市町村民税の所得割額による「停止」「廃止」の認定は行わない。  
 ※3) 成績不振に陥った事由が、本人の努力不足と認められた場合は、当該年度の4月以降に支給された奨学金の返還が必要となる。  
 ※4) 学校処分を受けた翌年度に廃止とする。  
 ※5) 成績不振に陥った事由が、本人の努力不足とは言えないものとは、①本人および家族の病気療養等の療養・介護の他、被災、事故や事件の被害者となったことによる傷病(心身を問わず) ②経済困難に伴うアルバイト過多による場合は、大学で面談を行い判断する。